

14. 料金表

令和6年4月1日改正

【通所リハビリテーション】

1割負担者用

大規模I型通所リハビリ費(6時間以上-7時間未満)

介護保険利用者負担金額			自己負担金額	
要介護度	基本単価	サービス提供体制強化加算I	食費(昼食)	合計
要介護1	694 円	22 円	590 円 生活保護受給者の方 250円	1,306 円
要介護2	824 円			1,436 円
要介護3	953 円			1,565 円
要介護4	1,102 円			1,714 円
要介護5	1,252 円			1,864 円
①リハビリマネジメント加算A(イ) 利用開始日から6月以内				570/月 円
利用開始日から6月超				244/月 円
①'リハビリマネジメント加算A(ロ) 利用開始日から6月以内				603/月 円
利用開始日から6月超				278/月 円
②リハビリマネジメント加算B(イ) 利用開始日から6月以内				845/月 円
利用開始日から6月超				518/月 円
②'リハビリマネジメント加算B(ロ) 利用開始日から6月以内				877/月 円
利用開始日から6月超				552/月 円
より効果の高いリハビリを実施するために、リハビリ計画書の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリ会議」の実施と情報共有を行うことに対する加算。いずれも月4回以上の利用が条件				
③入浴介助加算I...デイケアでの入浴を希望される方				40/日 円
③'入浴介助加算II...自宅での入浴を目標にされる方				61/日 円
④短期集中個別リハビリ実施加算				112/日 円
退院(所)間もない方に対する身体機能の回復を目的としたリハビリを短期間に集中して実施。退院(所)日又は認定日から起算して3月以内が限度。				
⑤認知症短期集中リハビリ実施加算I...週2回限度				244/日 円
⑥認知症短期集中リハビリ実施加算II...1月に4回以上実施				1953/月 円
認知症の状態に合わせた効果的な方法で個別にリハビリを行ったり、頻度や時間を計画的に作成し実施した場合。利用開始日から起算して3月以内が限度。				
⑦口腔・栄養スクリーニングI ⑨、⑩及び、⑪、⑪'との併用算定は不可				20/6ヶ月 円
6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報提供をした場合。				
⑧口腔・栄養スクリーニングII ⑨、⑩、⑪、⑪'のいずれかを算定しており、⑦の算定が難しい場合のみ。				5/6ヶ月 円
6月ごとに口腔の健康状態、栄養状態のいずれかの確認を行い、介護支援専門員に情報提供をした場合。				
⑨栄養アセスメント 他職種が共同し栄養アセスメントを実施。その結果を利用者、ご家族へ報告し、相談対応する。				51/月 円
⑩栄養改善加算...3月以内の期間に限り1月に2回を限度				204/回 円
他職種が共同し栄養アセスメントを実施。その結果を利用者、ご家族へ報告し、相談対応する。必要に応じて居宅訪問する。				
⑪口腔機能向上加算I				153/回 円
⑪'口腔機能向上加算II 厚生労働省へ情報提供した場合				163/回 円
口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある方に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に口腔清掃の指導又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導の口腔機能向上サービスを行った場合。※3月以内の期間に限り1月に2回限度。				
⑫中重度ケア体制加算 要介護3~5の方の受け入れ割合が30%以上等にて算定				20/日 円
⑬移行支援加算				13/日 円
リハビリにより身体機能が向上し、社会参加を維持できる他のサービス等(通所介護等)に移行できる等、質の高い通所リハビリを提供した場合にその事業所の体制を評価する加算。				
⑭生活行為向上リハビリ実施加算 開始日から6ヶ月以内				1271/月 円
生活動作、社会参加等の生活行為の向上に焦点を当て、居宅での実際の場面における指導等、計画的にリハビリを行い、能力向上を支援した場合。※①、①'、②、②'いずれかを算定していることが条件。④、⑤、⑥を算定している場合は、算定不可。				
⑮送迎を行わない場合の減算(片道につき) 自宅⇄事業所間の送迎を行わなかった場合に減算				-47 円
⑯科学的介護体制加算 リハビリの効果・評価を厚生労働省へ提出した場合。				40/月 円
⑰リハビリテーション提供体制加算4 リハビリ専門職の配置が基準よりも手厚い体制をとれた場合に算定				25/日 円

\* 別途介護保険適用合計額に介護職員処遇改善加算I(4.7%)・介護職員等特定処遇改善加算I(2.0%)・介護職員等ベースアップ等支援加算(1.0%)が加わります。

※サービス提供時間帯が6時間未満の場合は基本単価が変わります。

## 【介護予防通所リハビリテーション】

介護保険利用者負担金額				自己負担金額			
要介護度	基本単価	サービス提供体制強化加算 I	合計	食費(昼食)			
要支援1	2,088 円	89 円	2,177 /月円	590円			
要支援2	4,067 円	179 円	4,246 /月円	生活保護受給者の方 250円			
<b>①生活行為向上リハビリ実施加算 開始日から6ヶ月以内</b>				572 円			
生活動作、社会参加等の生活行為の向上に焦点を当て、居宅での実際の場面における指導等に対して計画的にリハビリを行い、利用者の有する能力向上を支援した場合。							
<b>②事業所評価加算</b>				122 円			
厚生労働大臣の定める基準に適合する事業所に対する加算							
<b>③運動器機能向上加算</b>				229 円			
利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリであった運動器機能向上サービスを行った場合。							
<b>④栄養アセスメント 他職種が共同し栄養アセスメントを実施。その結果を利用者、ご家族へ報告し、相談対応する。</b>				51 円			
<b>⑤栄養改善加算加算</b>				204 円			
他職種が共同し栄養アセスメントを実施。その結果を利用者、ご家族へ報告し、相談対応する。必要に応じて居宅訪問する。							
<b>⑥口腔機能向上加算 I</b>				153 円			
<b>⑥' 口腔機能向上加算 II 厚生労働省へ情報提供した場合</b>				163 円			
口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある方に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に口腔清掃の指導又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導の口腔機能向上サービスを行った場合。							
<b>⑦選択的サービス複数実施加算 ⑤、⑥、⑦のうち、2種類を実施している場合。</b>				488 円			
<b>⑤、⑥、⑦のうち、3種類実施している場合。</b>				712 円			
<b>⑧口腔・栄養スクリーニング I</b>				20/6ヶ月 円			
6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報提供をした場合。							
<b>⑧口腔・栄養スクリーニング II</b>				5/6ヶ月 円			
6月ごとに口腔の健康状態、栄養状態のいずれかの確認を行い、介護支援専門員に情報提供をした場合。							
<b>⑩科学的介護体制加算 リハビリの効果・評価を厚生労働省へ提出した場合。</b>				40 円			
<b>⑪12月超の利用をされた場合の減算</b>				要支援1	-20 円	要支援2	-40 円

\* 別途介護保険適用合計額に介護職員処遇改善加算 I (4.7%)・介護職員等特定処遇改善加算 I (2.0%)・介護職員等ベースアップ等支援加算(1.0%)が加わります。

## 【その他の利用料】

### そ の 他

\* 証明書及び診断書

文書料A(証明書類) 1通 1,100円

文書料B(診断書類) 1通 3,300円

- \* 当施設ではご利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としており、その実施には食事内容の管理が欠かせません。そのため、特段の事情がない限り、食事のお持込みはご遠慮いただき、当施設で提供する食事をお召し上がりいただきます。
- \* 料金を掲示した以外に、ご利用者様からの依頼により購入する日常生活品費等については実費徴収させていただきます。
- \* サービス提供体制強化加算 I については、職員の配置基準により、サービス提供体制強化加算 II へ変更となる場合がございます。
- \* ご利用後の内容変更に関しては、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談下さい。

14. 料金表

令和6年4月1日改正

【通所リハビリテーション】

2割負担者用

大規模 I 型通所リハビリ費(6時間以上ー7時間未満)

介護保険利用者負担金額			自己負担金額	
要介護度	基本単価	サービス提供体制強化加算 I	食費(昼食)	合計
要介護1	1,411 円	45 円	590 円 生活保護受給者の方 250円	2,046 円
要介護2	1,676 円			2,311 円
要介護3	1,939 円			2,574 円
要介護4	2,242 円			2,877 円
要介護5	2,546 円			3,181 円
①リハビリマネジメント加算A(イ) 利用開始日から6月以内				1139/月 円
利用開始日から6月超				488/月 円
①'リハビリマネジメント加算A(ロ) 利用開始日から6月以内				1206/月 円
利用開始日から6月超				555/月 円
②リハビリマネジメント加算B(イ) 利用開始日から6月以内				1689/月 円
利用開始日から6月超				1037/月 円
②'リハビリマネジメント加算B(ロ) 利用開始日から6月以内				1755/月 円
利用開始月から6月超				1105/月 円
より効果の高いリハビリを実施するために、リハビリ計画書の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリ会議」の実施と情報共有を行うことに対する加算。いずれも月4回以上の利用が条件				
③入浴介助加算 I・・・デイケアでの入浴を希望される方				81/日 円
③'入浴介助加算 II・・・自宅での入浴を目標にされる方				122/日 円
④短期集中個別リハビリ実施加算				224/日 円
退院(所)間もない方に対する身体機能の回復を目的としたリハビリを短期間に集中して実施。退院(所)日又は認定日から起算して3月以内が限度。				
⑤認知症短期集中リハビリ実施加算 I・・・週2回限度				488/日 円
⑥認知症短期集中リハビリ実施加算 II・・・1月に4回以上実施				3905/月 円
認知症の状態に合わせた効果的な方法で個別にリハビリを行ったり、頻度や時間を計画的に作成し実施した場合。利用開始日から起算して3月以内が限度。				
⑦口腔・栄養スクリーニング I ⑨、⑩及び、⑪、⑪'との併用算定は不可				41/6ヶ月 円
6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報提供をした場合。				
⑧口腔・栄養スクリーニング II ⑨、⑩、⑪、⑪'のいずれかを算定しており、⑦の算定が難しい場合のみ。				10/6ヶ月 円
6月ごとに口腔の健康状態、栄養状態のいずれかの確認を行い、介護支援専門員に情報提供をした場合。				
⑨栄養アセスメント 他職種が共同し栄養アセスメントを実施。その結果を利用者、ご家族へ報告し、相談対応する。				102/月 円
⑩栄養改善加算・・・3月以内の期間に限り1月に2回を限度				407/回 円
他職種が共同し栄養アセスメントを実施。その結果を利用者、ご家族へ報告し、相談対応する。必要に応じて居宅訪問する。				
⑪口腔機能向上加算 I				305/回 円
⑪'口腔機能向上加算 II 厚生労働省へ情報提供した場合				326/回 円
口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある方に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に口腔清掃の指導又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導の口腔機能向上サービスを行った場合。※3月以内の期間に限り1月に2回限度。				
⑫中重度ケア体制加算 要介護3～5の方の受け入れ割合が30%以上等にて算定				41/日 円
⑬移行支援加算				25/日 円
リハビリにより身体機能が向上し、社会参加を維持できる他のサービス等(通所介護等)に移行できる等、質の高い通所リハビリを提供した場合にその事業所の体制を評価する加算。				
⑭生活行為向上リハビリ実施加算 開始日から6ヶ月以内				2542/月 円
生活動作、社会参加等の生活行為の向上に焦点を当て、居宅での実際の場面における指導等、計画的にリハビリを行い、能力向上を支援した場合。※①、①'、②、②'いずれかを算定していることが条件。④、⑤、⑥を算定している場合は、算定不可。				
⑮送迎を行わない場合の減算(片道につき) 自宅⇄事業所間の送迎を行わなかった場合に減算				-95 円
⑯科学的介護体制加算 リハビリの効果・評価を厚生労働省へ提出した場合。				81/月 円
⑰リハビリテーション提供体制加算4 リハビリ専門職の配置が基準よりも手厚い体制をとれた場合に算定				49/日 円
*別途介護保険適用合計額に介護職員処遇改善加算 I (4.7%)・介護職員等特定処遇改善加算 I (2.0%)・介護職員等ベースアップ等支援加算(1.0%)が加わります。				
※サービス提供時間帯が6時間未満の場合は基本単価が変わります。				

## 【介護予防通所リハビリテーション】

介護保険利用者負担金額				自己負担金額			
要介護度	基本単価	サービス提供体制強化加算Ⅰ	合計	食費(昼食)			
要支援1	4,176 円	179 円	4,355 /月円	590円			
要支援2	8,134 円	358 円	8,492 /月円	生活保護受給者の方 250円			
<b>①生活行為向上リハビリ実施加算 開始日から6ヶ月以内</b>				1143 円			
生活動作、社会参加等の生活行為の向上に焦点を当て、居宅での実際の場面における指導等に対して計画的にリハビリを行い、利用者の有する能力向上を支援した場合。							
<b>②事業所評価加算</b>				244 円			
厚生労働大臣の定める基準に適合する事業所に対する加算							
<b>③運動器機能向上加算</b>				458 円			
利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリであった運動器機能向上サービスを行った場合。							
<b>④栄養アセスメント</b>				102 円			
<b>⑤栄養改善加算加算</b>				407 円			
低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合。							
<b>⑥口腔機能向上加算Ⅰ</b>				305 円			
<b>⑥'口腔機能向上加算Ⅱ 厚生労働省へ情報提供した場合</b>				326 円			
口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある方に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に口腔清掃の指導又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導の口腔機能向上サービスを行った場合。							
<b>⑦選択的サービス複数実施加算 ⑤、⑥、⑦のうち、2種類を実施している場合。</b>				976 円			
<b>⑤、⑥、⑦のうち、3種類実施している場合。</b>				1424 円			
<b>⑧口腔・栄養スクリーニングⅠ</b>				41/6ヶ月 円			
6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報提供をした場合。							
<b>⑧口腔・栄養スクリーニングⅡ</b>				10/6ヶ月 円			
6月ごとに口腔の健康状態、栄養状態のいずれかの確認を行い、介護支援専門員に情報提供をした場合。							
<b>⑩科学的介護体制加算 リハビリの効果・評価を厚生労働省へ提出した場合。</b>				81 円			
<b>⑪12月超の利用をされた場合の減算</b>				要支援1	-41 円	要支援2	-81 円
* 別途介護保険適用合計額に介護職員処遇改善加算Ⅰ(4.7%)・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(2.0%)・介護職員等ベースアップ等支援加算(1.0%)が加わります。							

## 【その他の利用料】

### そ の 他

#### \* 証明書及び診断書

文書料A(証明書類) 1通 1,100円

文書料B(診断書類) 1通 3,300円

- \* 当施設ではご利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としており、その実施には食事内容の管理が欠かせません。そのため、特段の事情がない限り、食事のお持込みはご遠慮いただき、当施設で提供する食事をお召し上がりいただきます。
- \* 料金を掲示した以外に、ご利用者様からの依頼により購入する日常生活品費等については実費徴収させていただきます。
- \* サービス提供体制強化加算Ⅰについては、職員の配置基準により、サービス提供体制強化加算Ⅱへ変更となる場合がございます。
- \* ご利用後の内容変更に関しては、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談下さい。

14. 料金表

令和3年10月1日改正

【通所リハビリテーション】

3割負担者用

通常規模型通所リハビリ費(6時間以上ー7時間未満)

介護保険利用者負担金額			自己負担金額	
要介護度	基本単価	サービス提供体制強化加算 I	食費(昼食)	合計
要介護1	2,117 円	67 円	生活保護受給者の方 250円	2,774 円
要介護2	2,514 円			3,171 円
要介護3	2,908 円			3,565 円
要介護4	3,362 円			4,019 円
要介護5	3,820 円			4,477 円
①リハビリマネジメント加算A(イ) 利用開始日から6月以内				1709/月 円
利用開始日から6月超				732/月 円
①'リハビリマネジメント加算A(ロ) 利用開始日から6月以内				1809/月 円
利用開始日から6月超				833/月 円
②リハビリマネジメント加算B(イ) 利用開始日から6月以内				2533/月 円
利用開始日から6月超				1556/月 円
②'リハビリマネジメント加算B(ロ) 利用開始日から6月以内				2633/月 円
利用開始月から6月超				1657/月 円
より効果の高いリハビリを実施するために、リハビリ計画書の充実や計画の策定と活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリ会議」の実施と情報共有を行うことに対する加算。いずれも月4回以上の利用が条件				
③入浴介助加算 I・・・デイケアでの入浴を希望される方				122/日 円
③'入浴介助加算 II・・・自宅での入浴を目標にされる方				183/日 円
④短期集中個別リハビリ実施加算				335/日 円
退院(所)間もない方に対する身体機能の回復を目的としたリハビリを短期間に集中して実施。退院(所)日又は認定日から起算して3月以内が限度。				
⑤認知症短期集中リハビリ実施加算 I・・・週2回限度				732/日 円
⑥認知症短期集中リハビリ実施加算 II・・・1月に4回以上実施				5858/月 円
認知症の状態に合わせた効果的な方法で個別にリハビリを行ったり、頻度や時間を計画的に作成し実施した場合。利用開始日から起算して3月以内が限度。				
⑦口腔・栄養スクリーニング I ⑨、⑩及び、⑪、⑪'との併用算定は不可				61/6ヶ月 円
6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報提供をした場合。				
⑧口腔・栄養スクリーニング II ⑨、⑩、⑪、⑪'のいずれかを算定しており、⑦の算定が難しい場合のみ。				15/6ヶ月 円
6月ごとに口腔の健康状態、栄養状態のいずれかの確認を行い、介護支援専門員に情報提供をした場合。				
⑨栄養アセスメント 他職種が共同し栄養アセスメントを実施。その結果を利用者、ご家族へ報告し、相談対応する				153/月 円
⑩栄養改善加算・・・3月以内の期間に限り1月に2回を限度				611/回 円
他職種が共同し栄養アセスメントを実施。その結果を利用者、ご家族へ報告し、相談対応する。必要に応じて居宅訪問する。				
⑪口腔機能向上加算 I				458/回 円
⑪'口腔機能向上加算 II 厚生労働省へ情報提供した場合				488/回 円
口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある方に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に口腔清掃の指導又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導の口腔機能向上サービスを行った場合。※3月以内の期間に限り1月に2回限度。				
⑫中重度ケア体制加算 要介護3～5の方の受け入れ割合が30%以上等にて算定				61/日 円
⑬移行支援加算				37/日 円
リハビリにより身体機能が向上し、社会参加を維持できる他のサービス等(通所介護等)に移行できる等、質の高い通所リハビリを提供した場合にその事業所の体制を評価する加算。				
⑭生活行為向上リハビリ実施加算 開始日から6ヶ月以内				3814/月 円
生活動作、社会参加等の生活行為の向上に焦点を当て、居宅での実際の場面における指導等、計画的にリハビリを行い、能力向上を支援した場合。※①、①'、②、②'いずれかを算定していることが条件。④、⑤、⑥を算定している場合は、算定不可。				
⑮送迎を行わない場合の減算(片道につき) 自宅⇄事業所間の送迎を行わなかった場合に減算				-143 円
⑯科学的介護体制加算 リハビリの効果・評価を厚生労働省へ提出した場合。				122/月 円
⑰リハビリテーション提供体制加算4 リハビリ専門職の配置が基準よりも手厚い体制をとれた場合に算定				74/日 円
* 別途介護保険適用合計額に介護職員処遇改善加算 I (4.7%)・介護職員等特定処遇改善加算 I (2.0%)・介護職員等ベースアップ等支援加算(1.0%)が加わります。				
※サービス提供時間帯が6時間未満の場合は基本単価が変わります。				

## 【介護予防通所リハビリテーション】

介護保険利用者負担金額				自己負担金額
要介護度	基本単価	サービス提供体制強化加算Ⅰ	合計	食費(昼食)
要支援1	6,264 円	268 円	6,532 /月円	590円
要支援2	12,201 円	537 円	12,738 /月円	生活保護受給者の方 250円
①生活行為向上リハビリ実施加算 開始日から6ヶ月以内				1715 円
生活動作、社会参加等の生活行為の向上に焦点を当て、居宅での実際の場面における指導等に対して計画的にリハビリを行い、利用者の有する能力向上を支援した場合。				
②事業所評価加算				366 円
厚生労働大臣の定める基準に適合する事業所に対する加算				
③運動器機能向上加算				687 円
利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施されるリハビリであった運動器機能向上サービスを行った場合。				
④栄養アセスメント 他職種が共同し栄養アセスメントを実施。その結果を利用者、ご家族へ報告し、相談対応する				153 円
⑤栄養改善加算加算・・・3月以内の期間に限り1月に2回を限度				611 円
他職種が共同し栄養アセスメントを実施。その結果を利用者、ご家族へ報告し、相談対応する。必要に応じて居宅訪問する。				
⑥口腔機能向上加算Ⅰ				458 円
⑥' 口腔機能向上加算Ⅱ 厚生労働省へ情報提供した場合				488 円
口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある方に対して、口腔機能の向上を目的として、個別に口腔清掃の指導又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導の口腔機能向上サービスを行った場合。				
⑦選択的サービス複数実施加算 ⑤、⑥、⑦のうち、2種類を実施している場合。				1464 円
⑤、⑥、⑦のうち、3種類実施している場合。				2136 円
⑧口腔・栄養スクリーニングⅠ				61/6ヶ月 円
6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報提供をした場合。				
⑧口腔・栄養スクリーニングⅡ				15/6ヶ月 円
6月ごとに口腔の健康状態、栄養状態のいずれかの確認を行い、介護支援専門員に情報提供をした場合。				
⑩科学的介護体制加算 リハビリの効果・評価を厚生労働省へ提出した場合。				122 円
⑪12月超の利用をされた場合の減算				要支援1 -61 円   要支援2 -122 円
* 別途介護保険適用合計額に介護職員処遇改善加算Ⅰ(4.7%)・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(2.0%)・介護職員等ベースアップ等支援加算(1.0%)が加わります。				

## 【その他の利用料】

### そ の 他

#### \* 証明書及び診断書

文書料A(証明書類) 1通 1,100円

文書料B(診断書類) 1通 3,300円

- \* 当施設ではご利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としており、その実施には食事内容の管理が欠かせません。そのため、特段の事情がない限り、食事のお持込みはご遠慮いただき、当施設で提供する食事をお召し上がりいただきます。
- \* 料金を掲示した以外に、ご利用者様からの依頼により購入する日常生活品費等については実費徴収させていただきます。
- \* サービス提供体制強化加算Ⅰについては、職員の配置基準により、サービス提供体制強化加算Ⅱへ変更となる場合がございます。
- \* ご利用後の内容変更に関しては、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談下さい。